

仕様書

1. 件名

鳴門市大麻中学校校舎仮設空調設備賃貸借

2. 履行場所

鳴門市大麻中学校（徳島県鳴門市大麻町字長田１０５番地）

3. 機器設置位置

7教室（対象室は別紙図面参照）

4. 賃貸借機器及び台数

壁掛型エアコン（３馬力相当）

室内機 冷房能力 7.1kw 暖房能力 8.0kw 7台

室外機 7台

国内メーカー空調機器であること。

5. 契約期間

契約締結日から令和7年8月29日まで

5月末までに設置を完了し、リース期間は令和7年6月1日～8月29日とする。

6. 支払方法

月単位で受託者の請求に基づき支払うものとする。

7. 設置の確認及び搬入、設置等の経費

（１）賃貸借機器の搬入、設置、撤去その他付随する作業に要する経費は、受託者の負担とする。

（２）既存建築物等及び既存設備等の形状変更は最小限とする。

（３）必要となる電気エネルギーは、既設キュービクルより供給対応すること。なお、電源工事に伴う費用は契約金額に含まれるものとする。また、これに伴う諸手続きを行うこと。

（４）電線等は、生徒及び学校関係者等利用者の身体に危険が及ばないよう、通行の妨げとならないよう、配線方法を適切に選定し安全に敷設すること。

- (5) 配管等が窓ガラスを貫通する場合は、貫通箇所はアルミパネル等を取付けし、窓が開かないよう防水処理等の措置を施すこと。
- (6) 配管等によって既設カーテンが全閉状態とならなくなる場合は、教室内の適切な光環境の確保に配慮すること。
- (7) 室外機は地上設置とし、架台を設けて据え付けすること。転倒防止対策等の必要な措置を講じること。
- (8) 屋外で使用するボルト等及び配管支持材等については、防食性に配慮すること。
- (9) 各種申請・届出等（これに伴う立会い等を含む。）を要する場合は、受注者において速やかに行うこと。これに係る費用は本契約金額に含めること。
- (10) リース期間終了後は速やかに機器を取り外しし、原状復旧に努めること。取付け跡等の損傷箇所は既成にならない補修すること。

9. 保守点検

- (1) 賃貸借機器の設置完了後、機器の操作方法及び緊急時の対応等を学校に説明すること。
- (2) 賃貸借機器に不具合が生じた場合は、原則として連絡を受け迅速な対応をし、修理、点検等必要な措置をとること。ただし、市の責めに帰すべき事由により修理若しくは調整の必要が生じたとき又は市の都合により装置の設置場所の変更、他の機器の取り付け等を行う場合は、市の負担とする。
- (3) 賃貸借機器の配線、配管等は、修理の対象に含むものとする。
- (4) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）（改正新法平成27年4月施工 略称「フロン排出抑制法」）その他の関連法規を厳守すること。

10. その他

- (1) 市の都合により、賃貸借機器を変更（移設・増設・一時撤去等）する必要がある場合は、原則として契約変更とする。ただし、市との協議により、軽微な

変更と認められる場合はこの限りではない。

- (2) 受託者は、本契約中、自らを保険契約者とした動産総合保険に加入すること。
また、保険料は受託者が負担すること。
- (3) 作業日及び作業時間は、学校行事等に支障がないよう学校と調整し、施設管理者と協議のうえ決定すること。
- (4) 設置及び撤去作業においては、安全管理及び施工管理に十分注意すること。
- (5) 令和7年度において学校敷地内にて複数の工事（普通教室エアコン改修工事、屋内運動場空調設備設置工事等）が予定されていることから、必要に応じて他工事業者と十分な調整を行うこと。
- (6) 受注後、業務実施時において疑義が生じた際は両者協議のうえ決定するものとする。